

平成30年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成30年2月5日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-------|-------|----------------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 議案第1号 | 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第4 | 議案第2号 | 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第5 | 議案第3号 | 甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第6 | 議案第4号 | 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第7 | 議案第5号 | 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第8 | 議案第6号 | 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第9 | 議案第7号 | 甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会設置条例 |
| 第10 | 議案第8号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第9号 | 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第7号） |
| 第12 | | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |
| 追加1の1 | | 議長の辞職の件 |
| 追加2の1 | | 議長の選挙 |
| 追加2の2 | | 議席の変更について |
| 追加3の1 | | 副議長の辞職の件 |
| 追加4の1 | | 副議長の選挙 |
| 追加5の1 | | 常任委員会委員の選任について |
| 追加5の2 | | 議会広報特別委員会委員の辞任について |
| 追加5の3 | | 議会広報特別委員会委員の選任について |
| 追加6の1 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 追加7の1 | 同意第1号 | 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて |

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	橋本悟
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長兼 教育次長	福原猛	社会教育課長	大野けい子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	保健福祉課長	小林千春
企画監理課長	宮川哲郎	建設水道課長	中村康之
産業課長	北坂仁	会計管理者	西村克英
人権課長	中川愛博	総務課参事	橋本浩美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午後 1 時 0 0 分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、平成 30 年第 1 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 建部議員、11 番 西澤議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、平成 30 年第 1 回臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、12 月定例議会の丸山議員の一般質問の答弁について訂正をさせていただきます。長寺センター前の県道の速度制限標識は設置したのかという質問に対し、湖東土木事務所による区画線の変更および交差点マークの変更、そして、公安委員会による速度制限について、今年度中に実施すると回答いたしました。しかし、再度確認した中で、内容に間違いがありました。今年度実施されるのは、区画線の変更のみであることがわかりました。訂正して、お詫びを申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

1 月 14 日に町公民館にて、第 1 回防災セミナーを開催いたしました。約 60 人の参加をいただき、防災について考える機会となりました。防災の啓発活動の 1 つとして、今後も引き続き開催する予定であります。

次に、1 月 15 日から長寺東区を皮切りに、順次、集落懇談会を開催しております。行政側から報告と各字からのご提案をいただいた議題につきまして懇談をしております。住民の皆さんからいただいたご意見は、今後の行政

運営に反映していきたいと考えております。

また、1月15日には国内最大の自動車ユーザー団体であるJAF、日本自動車連盟と観光協定を結び、JAFナビを活用した甲良町の魅力の発信やドライブコースの紹介など、観光振興に向けて新しい取り組みを展開し、観光振興の一助を担っていただこうと思っております。

1月23日、24日には、総務省、国土交通省、滋賀県出身の国会議員に対して、特別交付税および改良住宅譲渡について陳情を行いました。

1月25日は、人権問題解決のための全国対策協議会の総会と総務省への陳情活動を行いました。

1月31日には、滋賀県への特別交付税の要望活動を行いました。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その内容をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第6号については、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」「せせらぎ」「えがお」「けやき」、甲良町グループホーム「らくらく」、また甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき議決を求めるものであります。

議案第7号は、甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会の設置条例であります。

議案第8号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、議案第7号の委員報酬を定めるものであります。

議案第9号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、補正後の予算を47億7,035万2,000円とするものであります。補正項目といたしましては、公金着服事件再発防止策評価委員会委員の報酬と現在、職員の分限懲戒審査委員会規則で定めていますが、条例化を図り、外部から学識経験者2人を加え、甲良町職員分限懲戒審査委員会にするため、その経費として手数料を計上したものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○西川議長 次に、日程第3 議案第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第1号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第1号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定について議決を求めます。

まず、指定管理者を指定することによって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」。

2、指定管理者、彦根市後三条町350番地3、鈴木ヘルスケアサービス株式会社、代表取締役、鈴木則成。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第4 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第2号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第2号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」

の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」。

2、指定管理者、甲良町大字在士357番地1、社会福祉法人、甲良町社会福祉協議会、会長、種村長年。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの全員協議会で、この「せせらぎ」の運営について社会福祉協議会が5年の契約ではなく1年にしてほしいということで、社会福祉協議会の都合上の問題が浮き彫りになりました。

そこで、改善点などについても議論がありましたが、経営上の行き詰まり、つまり、赤字、赤字でどうにもならないということではなくて、説明の中で2,000万円の黒字という表現もあったかと思えます。その点で、現時点で独立会計をされているかどうかはわかりませんが、社会福祉協議会のプール金、それから、この「せせらぎ」の通所サービスにかかわって、そういう貯蓄、つまり財政的ないろんな変動がある場合に用意をしてプールをされている金額、出動ができるかと思えますが、他の事業に回している場合に1本の会計にされているのかわかりませんが、この「せせらぎ」の事業運営に関しては、そういう黒字が出ている。なのに、そういう点では社会福祉協議会が1年で、あとは閉鎖の方向ないしは引き継ぎを他の事業者に渡したりということなんですが、プール上、つまり財政上のプール金としてはどういう状況にあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、独立会計に関しましては、社協は連結決算をしておりますけれども、各サービス事業所ごとの会計の方が独立でされているという状況です。

それと、プール金、全体の把握は私の方ではしておりませんが、社会福祉法人が昨年度、社会福祉法の一部改正法によって、今ある蓄財の中で公益に事業を資するよう、財産分の一部を公益事業の方に回すという充実計画を立てております。その充実計画の方でいくと、2億8,175万円という金額が出ております。

以上です。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 この充実計画の1億数千万円ですか、その部分はこの通所事業に

回すことにはなっていないと、計画上はそういうようになっているのか。それとも、それはその財産を生かして継続をしていくことについてはめざすというふうになっているのか。もしなっていないならば、町としてはある意味では、もちろんこれは町からは別の組織ですけれども、人件費を補填している社会福祉協議会ですから、その点では公的な性格を帯びているわけですね。住民サービスを担っている一端として継続を求めていくと。継続する上では社協の経営努力、それから、改善するところもあれば、それから町としては手当をしていかなんところもあると思いますが、その整理をぜひしてもらって、1年という短い期間ですけども、そういう方向での協議は可能なのかどうか、お尋ねしておきます。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、社会福祉協議会の方の立場としましては、社会福祉法人ですので、理事会、評議員会を見て、その事業はそちらで議決するということが独立権を持っておりますので、私のところとしましては、そういったお願いは今年度からしていただきました。話し合いもさせていただいたんですけども、社協さんの方では前向きにデイサービス事業を継続するというような結論には至っていない現状です。それで、この社会福祉充実計画の予算の使い方というのは、県の方に上げられている中では、ボランティアの充実対策や障害者施設、作業所の拡充の方が一応乗っている現状であります。

社協の人件費の補填の部分は、福祉推進員という形で今やっていただいている地域福祉の部分の中で人数がおりますけれども、その中の2人分を仕事の業務で案分させていただいた中で、1,300万というのを補助させていただいています。これは、人件費100%には至っておりませんが、そういった一部補填という形でさせていただいています。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 「えがお」についても、議案の3号にも関連することですけども、今、そういう点で運営上の問題で行き詰まっているという状況は見てきません。そういう点では町の独立機関、町からは独立をしている機関であり、組織だと思いますが、そうであっても公的な役割を果たしているという業務ですので、先ほども質問の中で言いましたように、社協の努力義務の範囲、それから町が支援する範囲をぜひとも協議で煮詰めていただいて、町のイニ

シアチブ、つまり指導力をぜひ発揮していただきたいということを申し上げて、賛成討論です。

○西川議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 私も社協の方で、何年間か監査ということで携わってきて、去年は理事ということでかかわってきた経緯がありますが、社協の動きをご存じの議員さんも多々おられると思うんですけど、あまりよろしくないというわさもあったんですが、今回、私が2、3調べましたところ、いわゆるプール金があるというようなことは報告があったんですけど、どうもやっぱり人材がもう足りなくなっているというようなことで、それは仕方ない話やなど。だから、甲良だけではないということをおっしゃっていただきましたし、全体的にこういうような傾向にあるんだということをおっしゃっていただきましたけど、今の職員は引き留めというような動きが多々あったように聞いていますので、これは仕方ないなということで賛成討論とさせていただきますと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第5 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第3号 甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第3号 甲良町デイサービスセンター「えがお」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて、地方自治法第244

条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「えがお」。

2、指定管理者、甲良町大字在士357番地1、社会福祉法人、社会福祉協議会、会長、種村長年。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 議案第3号についても、先ほどの全員協議会で400万円の赤字が出たが、その後、1,000万の黒字ということで、その赤字分は解消をされて、これも独立会計上、締めくくりの関係では、プール金が保留されているというようと思いますが、その状況でいいですか。つまり、その金額についてもご報告願いたいと思います。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、「えがお」の方の27年度は、事業収入が466万8,439円ありまして、事業支払が839万6,871円ということで、マイナス372万8,432円ありました。ただし、そのとき「せせらぎ」の方が8,158万7,378円の収入に対し、支払が5,689万8,744円ありますので、実質収支が2,460万ほどありましたので、この時点で「せせらぎ」の方から回らせていただいています。

28年につきましては、「せせらぎ」の方が6,936万7,728円の事業収入に対して、支払が5,529万4,139円と1,400万の黒字、「えがお」の方が1,163万9,910円に対しまして、支払が732万5,005円ですので、こちらの方も実質収支としては431万の黒字というような現状になっております。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 現在のプール金をお答えください。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 プール金に関しましては、それぞれの事業ごとのプールではなくて、社協全体となっておりますので、ちょっと詳細はこちらの方では把握はしておりません。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第6 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第4号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第4号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「けやき」。

2、指定管理者、犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人、豊郷病院、代表理事、友吉唯夫。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 9名の在籍と説明がありました。そして、待機者が6名ということなんですが、制度上、定数を増やすことができないのか、それとも待機されている方が希望どおり入れるように枠を広げることが望まれると思いますが、その展望はどうか説明をお願いします。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 現在の西澤議員の質問の方は、次の第5号のグループホーム「らくらく」の定数の方だと承知しております。「けやき」の方は現在、

定員は25名の定員で、ほぼ20名から25名の間で日々、理容されている状態で、待機者の方はいらっしゃいません。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第7 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第5号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第5号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、甲良町グループホーム「らくらく」。

2、指定管理者、犬上郡豊郷町大字八目12番地、公益財団法人、豊郷病院、理事長、友吉唯夫。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほどは失礼しました。「らくらく」については、待機者が6名なんですけど、制度上、枠を広げるということができないものか、それともそのことを越えて待機者の解消ができるのかどうか、その展望、法的な根拠もあると思いますので、説明をお願いします。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、「らくらく」ですけれども、定数9名を1ユニットとしてグループホームの方は運営しております。それで今、待機者が6名おりますけれども、町としましては、今後、認知症対策もあって認知症の方が増えてこられていますので、第7期計画を今、策定中なんですけれども、第7期計画の中で2ユニットという形で、あともう9床を増床したいなどは考えております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第8 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第6号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○北坂産業課長 議案第6号 甲良町サブセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会

の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、甲良町サブセンター。

2、指定管理者、甲良町大字尼子445番地、公益社団法人、甲良町シルバー人材センター、理事長、種村長年。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。どうぞよろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第9 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第7号 甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会設置条例。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第7号 甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会設置条例について、ご説明を申し上げます。

まず、第1条、設置でございます。平成28年1月に発覚した、元税務課職員による甲良町公金着服事件に関し、第三者調査委員会の再発防止に関する提言に基づき、町長が整備した防止策の評価について調査および審議をするため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会を設置するものでございます。

第2条、所掌事務でございます。委員会は町長の諮問に応じ、以下、5つに掲げる防止策の評価につきまして調査および審査を行う。

第3条、組織でございます。委員会の構成員は定数3名いないとし、委員は委員の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから、町長が委嘱するものでございます。

第4条、任期でございます。委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条、委員長および副委員長でございます。委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定めるものでございます。

第6条、会議でございます。委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となるものでございます。

次、おめくりいただきまして、第7条、守秘義務でございます。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第8条、報酬および費用弁償でございます。委員の報酬および費用弁償は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例、次の議案第8号で上程させていただいておりますが、その条例に定めるところによる。

第9条、庶務でございます。委員会の庶務は、総務課において処理をする。

第10条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営そのほか必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定めるものとします。

付則。施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、特例措置といたしまして、最初に開催する会議は第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとするというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 改めて、この条例を見てみますと、幾つか大事な点が必要だと思います。

質問の1つは、防止策の評価ですね。つまり、町長が防止策をこうこうという形でペーパー、例えば5枚にわたって防止策をする。その評価がどうかということだけですので、その防止策に基づいてどのように履行されているのかということを検証することについては、この委員会が担当するのかどうか、この点でもあります。

質問をまとめて言いますと、防止策の妥当性について評価をする委員会、

それから、その防止策に基づいて行政が履行しているかどうか検証する委員会でもあるんですね。そのことを考えますと、着服事件の真相解明、つまり原因だとか背景などを第三者委員会が提案、提起されました。それに基づいて、名称は正確には忘れましたが、提起した第三者委員会で着服事件を契機にして真相解明、それから行政の中の内部実務をこうすべきという提起、提案があった委員会ですが、それとの整合性、つまり、今回設置される委員会との整合性はどのように考えているのか、これが1つです。

それから、もう一つは全協でも言いましたように、条例上で答申、つまり諮問に基づいて答申がされること、それから、その答申に基づいて行政がどういう対応をするかということについては触れていません。ただ、町長の答弁にあったように、10条に執行機関が定めるとなっていますが、執行機関が定めるです。執行機関はそのことを尊重するということが明記されていませんので、そういう点では、規則で盛り込むべき問題ではないと。つまり、条例の筋として答申と、その答申が出た後、行政はどうすべきかと。つまり、評価委員会の仕事は限定的ですよね。町長が出した防止策を検証するわけですから、この流れからいったら、長期にわたってこの評価委員会が何回も審議することではないんですね。ですから、そのことについてどう思っているのか。

つまり、防止策を検証する、防止策を評価するわけですから、これではあきませんよということでもやり取りして、若干の経過があると思いますけれども、その防止策に基づいて履行することの検証と防止策そのものが妥当かどうかということに分けてするのか、またそういうことを両方、この委員会が任務として持っているのかという整理が要ると思いますが、見解を求めたいと思います。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 西澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防止策の評価と検証ですけれども、提言の中で再発防止策の評価と検証について、PDCAサイクルを確立させるようにというような提言がありました。ですので、上程させていただいたこの条例につきましては、その提言を受けた中での再発防止策評価委員会の設置でございますので、防止策の評価と、あとまた、今、行っております履行されている防止策がちゃんと行われているかどうかというような検証につきましても、併せて検証する形となっております。

次、2つ目でございます。先ほどの全協の中でも、この条例の中でそのような諮問、答申、またその後の町の対応のことが書かれていない、その部分が不足しているというようなご指摘を受けましたので、先ほど全協の中でも

町長が申しあげましたように、この議案が上程された可決されましたら、2月末に委員会を招集させていただきますので、その中でご指摘を受けたこととお諮り申しあげて、そのことが不備であるということであれば、また3月議会の中で、この条例の一部改正なりを提案させていただこうと考えております。

以上です。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 そのことと併せて、防止策については第三者委員会の提言に基づいて防止策が出されてくるわけです。この評価委員会だけではなく、住民の代表の議会がその検証を行う、妥当なのかどうかという点でも論議にかけるというのは大前提だと思いますので、防止策の評価委員会が論議をしているだけではなくて、議会の側がその防止策はこれでいいんかと。つまり、第三者委員会の提起を受けて、防止策が抜け目のないものであるかどうかについても論議をきちっとすることが必要だと思いますので、そこはどのように考えておられるのかお答えください。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 提言をいただいて、防止策につきましては、今、職員の方で詰めております。この条例ができて、今、言いましたように、2月にこの委員会を立ち上げて、まず、ここでこの防止策でいいかというのを確認してもらって、それを受けて3月の議会の全協で報告させてもらおうかなということは思っております。そこで、当然、指摘があったらまた修正をさせてもらって、4月1日から運用をしていきたいなと考えております。

付則ですが、再発防止策評価委員会の委員3人をお願いして、この委員会もやってもらおうかなということも思っていますので、自分らが提言した再発防止の中身も知っていてくれるので、そこでは同じ人でチェックしてもらおうかなというように思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に総務課長が答弁されましたので、昨年に設置された第三者委員会と、今回新しく設置される委員会との整合性、改めて説明をお願いいたします。先ほどちょっと説明がなかったので。昨年に設置された第三者委員会は継続すると見ていいんですか。それとも、ここに合流するというようになるんですか。つまり、昨年設置した第三者委員会は解散する、そして、ここに改組をするということなんでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 昨年、開催した委員会は解散をしております。提言を受けた段階で解散をしております。その提言を受けて今、職員がマ

ニユアルなり、改善策を1つずつつくっております。それを確認する組織を新しくつくりまして、メンバーはその3人さんをお願いして、こっちのメンバーになってもらって、チェックなり確認を引き続きやってもらおうかなというので、この委員会は年2回ぐらい継続して開催する予定をしております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 昨年設置した第三者委員会の廃止条例はないんですね。だから、まだ続いている、現在は続いているわけでしょ。これが設置されたら、解散条例を3月議会に出してくる。つまり、第三者委員会は昨年は設置条例です。ですから、条例が残っていますので、そのことを言っています。だから、法的にも条例上も整理をする必要があるということではないかと思うんですが、大事なところですので、2つともが並行して条例がありますので、説明をお願いします。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 今ほどの質問にお答えをさせていただきます。

条例で上げさせていただいた甲良町第三者委員会設置条例ということで、これはこの公金横領に限らず、調査の所掌事務が発生した場合に行うものでございます。今、公金着服事件に関する第三者委員会は、規則で別に定めておりますので、その第三者委員会設置条例は置いたままで、また違うことで何か案件がございましたら、その条例を使った形での委員会の設置になります。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第10、議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第8号 甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**橋本総務課参事** 議案第8号 甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

甲良町公金着服事件再発防止策評価委員会、先ほどの第7号で上程させていただきました委員会の報酬につきまして、1時間1万円とするものでございます。旅費の額につきましては、甲良町職員の旅費に関する条例の相当額を支給するものでございます。

付則。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**西川議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第11、議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第9号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第9号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第7号)について説明いたします。予算書の裏面をお願いいたします。

平成29年度甲良町一般会計補正予算(第7号)で、歳入歳出予算第1条であります。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,035万2,000円にするものであります。

1ページをお願いします。

第1表で、歳入歳出予算補正ということで、歳入の部です。17款 繰入金、補正額が19万8,000円、歳入合計、補正額が19万8,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。2款 総務費、補正額19万8,000円。歳出合計額19万8,000円で、歳入合計額と同額であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第12 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

議長から。私、このたび、議長の職を辞したく、辞職願いを副議長に提出しましたので、ここで議事の都合により副議長と交代します。

○宮崎副議長 それでは、議事を進行します。

議長の西川議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 日程第1 議長の辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、西川議長の退場を求めます。

(西川議長退場)

○宮崎副議長 それでは、辞職願を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

平成30年2月5日。

甲良町議会副議長 宮崎光一様。

甲良町議会議長 西川誠一。

○宮崎副議長 お諮りします。

西川議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎副議長 異議なしと認めます。

よって、西川議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

西川議員の入場を許可します。

(12番 西川議員入場)

○宮崎副議長 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 日程第1 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○宮崎副議長 ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○宮崎副議長 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○宮崎副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○宮崎副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

岡田議員、田中議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○宮寄副議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、丸山議員 6 票、宮寄議員 5 票、山田裕康議員 1 票。

以上のおりでした。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、丸山議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○宮寄副議長 ただいま議長に当選された丸山議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました丸山議員の挨拶があります。

○丸山議長 甲良町議会議長に当選させていただき、議員の皆様にはほんとうにありがとうございます。これから 1 年間、甲良町議会議長として恥のないように、不正のないような甲良町議会をやっていきたいと思えます。3 月から新しく野瀬町政が始まりますが、行政の皆さんとともに議員と 1 つになって、これからは甲良の町を明るく、よいうわさが出るようなまちづくりに頑張っていきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

○宮寄副議長 それでは、議長と交代します。丸山議長、議長席をお願いします。

○丸山議長 それでは、追加日程第 2 日程第 2 議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。会議規則第 4 条第 3 項の規定により、本職において議席の一部を変更します。その議席番号および氏名を事務局長に報告させます。局長。

○陌間事務局長 それでは、報告いたします。

12 番 西川議員を 9 番に、9 番 丸山議長を 12 番に変更になります。

○丸山議長 それでは、場所の交代をお願いします。

しばらく休憩します。

(午後 2 時 12 分 休憩)

(午後 2 時 19 分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の宮寄議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 日程第1 副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、宮寄副議長の退場を求めます。

(宮寄副議長退場)

○丸山議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 辞職願。私こと、このたび一身上の事情により、副議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

平成30年2月5日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会副議長 宮寄光一。

○丸山議長 お諮りします。

宮寄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、宮寄議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

宮寄議員の入場を許可します。

(7番 宮寄議員入場)

○丸山議長 副議長の辞職願が許可されましたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定しました。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○丸山議長 ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○丸山議長 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○丸山議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。

(点呼)

(投票)

○丸山議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡田議員、田中議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○丸山議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。有効投票のうち、山田裕康議員が6票、阪東議員が5票。

以上のおりでした。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、山田裕康議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○丸山議長 ただいま副議長に当選されました山田裕康議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山田裕康議員の挨拶があります。

山田裕康議員。

○山田裕康副議長 副議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長の要職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄とその重責を痛感しております。

これからも決意を新たに、町民から信頼され、開かれた議会運営に丸山議長とともに誠心誠意努めてまいりますので、皆様方のご指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○丸山議長 ここで、しばらく休憩します。

(午後2時34分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 日程第1 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、追加日程第5 日程第2 議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

宮寄議員から議会広報特別委員会委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

宮寄議員から提出された議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、追加日程第5 日程第3 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議会広報特別委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員に西澤議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員に西澤議員を選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会委員および議会広報特別委員会委員におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時53分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先の休憩中に各常任委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に西澤議員、副委員長に西川議員、産業建設文教常任委員長に山田裕康議員、副委員長に田中議員、予算決算常任委員長に木村議員、副委員長に野瀬議員、議会広報特別委員長に山田裕康議員、副委員長に岡田議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 日程第1 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました一覧表のとおり指名したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

議会運営委員会委員におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されて、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後3時55分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先の休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に山田裕康議員、副委員長に西川議員が互選されたことを報告します。

ここで、お諮りします。

本日の議事日程につきまして、お手元に配布しているとおり、追加日程第7 日程第1を追加したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

町長から追加議案の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 山田裕康監査委員から辞職願が町長宛に提出されました。これが認められたことから、議会選出監査委員の欠員が生じたため、追加議案として監査委員の選任につき同意を求めるものでございます。

○丸山議長 追加日程第7 日程第1 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年2月5日。

甲良町長。

○丸山議長 地方自治法第117条の規定により、岡田議員の退場を求めます。
(1番 岡田議員退場)

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。
町長。

○野瀬町長 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて説明申し上げます。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住所 犬上郡甲良町大字小川原814番地19。

氏名 岡田隆行。

生年月日 昭和48年7月30日。

岡田氏につきましては、平成28年2月5日より議会議員として務められております。その間、産業建設文教常任委員会委員および議会広報特別委員としてご活躍をいただいております。経験、識見とも監査委員に適していることから、今回、監査委員として同意をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。賛成討論を行います。監査委員の役割は大変重いものがあります。帳簿の検査、証票類の検査はもちろんでありますが、それにとどまらず、甲良町が行う行政事業、この運営、執行がきちんとされているかという点では、大変重い役割、大事な役割を担っていると思います。そういう点で、岡田議員が養われたさまざまな知恵、知識、これを導入をして、甲良町はいろいろ信頼を失ってきた道であります。そういうことを立て直す上でもその役割を発揮されるように希望をして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、同意第1号は同意されました。

岡田議員の入場を許可します。

(1番 岡田議員入場)

○丸山議長 岡田議員に申し上げます。

ただいま同意案件は同意されましたので、報告します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、第1回臨時議会を開会いたしました。全員の議員さんの出席のもと、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、行政提案の案件全てにおいて可決をいただき、大変ありがとうございました。議員の改選が行われました。さらに、行政、議会ともども甲良のまちづくり、発展のために私も頑張ります。議員の皆さんもどうぞよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成30年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時08分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明